

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要
木村課長	皆さま、こんにちは。 本日は、お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。 ただいまの出席委員は13名でございます。 定員15名の過半数を超えておりますので、令和7年度第1回久喜市環境審議会を開会させていただきます。 なお、池田委員より欠席のご連絡をいただいております。 次に、議題に先立ち、皆様にご了承をいただきたい点が2点ございます。 まず、会議録の作成のために、会議の様子を録音させていただきます。 作成した会議録につきましては、市の方針として、全文記録、または、話し言葉を趣旨の変わらない形で訂正する等、できる限り全文記録方式に近い形で作成し、会議終了後1か月以内を目途に市民の皆様へ公開することとしております。 本委員会におきましては、できる限り全文記録方式に近い形で作成することとさせていただきます。 また、会議録の確認につきましては、会議録の原案を作成後、両宮会長及び指名された委員のお二方に一任してご確認いただき、委員長のお署名をもって確定とさせていただきます。 2つ目に、本会議は公開となりますことから、傍聴を希望される方がいる場合には、受け入れるものでございます。 以上の点、ご了承の程よろしくお願いいたします。 なお、本日は、傍聴者がおりませんことをご報告いたします。 会議に入ります前に、本日の配布資料を確認させていただきます。 次第、資料1(第2次久喜市環境基本計画改訂に係る基本的な考え方について)、資料2(自然環境保全地区について) 以上になります。 不足はございませんでしょうか。 続きまして、次第の2、あいさつでございます。 久喜市環境審議会会長でございます雨宮会長よりご挨拶をお願いします。
雨宮会長	(会長挨拶)
木村課長	ありがとうございます。 続いて、本日当審議会に出席しております職員の紹介をさせていただきます。 (職員紹介)
木村課長	よろしくお願いいたします。

	続きまして、次第の3、議題でございます。 会議の進行につきましては、久喜市環境審議会条例施行規則第3条によりまして会長に議長をお願いしたいと思いをします。 雨宮会長、よろしくお願いいたします。
雨宮会長	それでは、暫くの間、議長を務めさせていただきます。 円滑に会議が進行いたしますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。 議題に入る前に先程、事務局から説明がございました会議録の確認について、お諮りさせていただきます。 今回の会議録の確認についてですが、事務局としては、私の他にもう1人の委員の確認をいただきたいということです。 本日出席いただいている方のうち、名簿順で決めたいと思いますが、ご意見はございますか。 (意見等なし) 前回、板橋委員にお願いさせていただきましたので、本日の会議録の署名は、名簿順で入江委員さんをお願いさせていただきます。 続きまして、今年度新たに1名、当審議会へ委員が加わることとなりました。 新任委員の金子様より簡単に自己紹介をお願いいたします。
金子委員	(自己紹介)
雨宮会長	ありがとうございました。 それでは、議事に移らせていただきます。 議題1 第2次久喜市環境基本計画改訂に係る基本的な考え方について事務局から説明をお願いします。
鈴木課長補佐	第2次環境基本計画改定に係る基本的な考え方についてご説明させていただきたいと思いをします。 着座にて説明をさせていただきます。 資料1になります。 ご説明前に一部資料の訂正の方をお願いしたいと思いをします。 (修正箇所の説明、HP掲載資料は修正後のもの) それでは資料のご説明をさせていただきたいと思いをします。 始めに、第2次久喜市環境基本計画につきまして、現行計画の概要について、ご説明をさせていただきます。 久喜市環境計画につきましては、久喜市環境基本条例第9条に基づき策定をしているところでございます。 環境基本条例は、基本理念の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を示し、市民、事業者及び市それぞれが担うべき取り組みを明示しているものでございます。 この環境基本計画には、市の上位計画の総合振興計画がござ

います。

こちらの計画を環境面から、実現するための最も基礎となる計画としていただいております。

また、現在の第2次環境基本計画につきましては、久喜市の地球温暖化対策実行計画及び久喜市気候変動適応計画を含んだ計画となっております。

それでは下の図の方をご覧くださいながら、環境基本計画がどのような形で、他の計画と整合等や準拠、配慮しているのかを確認していただければと思います。

まず中央に第2次久喜市環境基本計画というのが、記載されております。

この下に、久喜市地球温暖化対策実行計画、さらに下に久喜市気候変動適応計画があり、この2つの計画を含んだものを、第2次基本計画として、策定しているところでございます。

こちらの環境基本計画につきましては、先ほどもご説明させていただきましたが、久喜市の環境分野の最上位の計画となっております。

図の右側、久喜市総合振興計画というのがございますが、こちらは市が目指すべきまちの姿を示している将来像や、それを実現するための施策、構成を示したものであり、その中で環境に関する最上位の計画が久喜市環境基本計画となるものでございます。

久喜市総合振興計画があり、それぞれに各部局が作る個別計画がございます。

都市計画マスタープランや緑の基本計画などは、環境基本計画の方は整合性を図るものでございます。

また、図の左側、環境基本法や地球温暖化対策推進に関する法律などとは準拠し、国や県の計画には配慮するものでございます。例えば、国においては、環境基本計画や地球温暖化計画、生物多様性基本法は配慮、埼玉県では環境基本計画、地球温暖化計画実行計画についても配慮しつつ、久喜市環境基本計画を策定していくものでございます。

計画期間は、現在の計画が2023年、令和5年(2023)から令和14年度(2032)の10年間の計画となっております。

現行計画の対象といたしましては、5分野ございまして、こちらの次の5つとなります。

「脱炭素社会」、「自然共生社会」、「資源循環型社会」、「安心、安全安心社会」、「市民事業者市のパートナーシップ」の分野となります。

計画の推進主体につきましては、「市民」、「事業者」、「市」がそれぞれの役割に応じて、環境に配慮して行動共同で実践することを推進主体としていただいております。

計画のポイントは、持続的な開発目標SDGsの実現に向けた、環境、経済社会、統合的な解決に取り組む観点から、環境保全に関する統合的・横断的な施策を強化して、市の施策の全体を支える計画となっております。

行政はよく縦割り組織と伺っていると思いますが、縦だけでなく、横も繋がって計画を策定しているところでございます。

それでは今後どのようにして見直していくかということで右側になります。

現行計画を継承するものの、事務局(案)として、今回、掲載させていただきます。

まず、望ましい環境像、「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り、育って未来につなぐまち久喜」としています。環境部門ということでございますので、継承して策定していきたいと考えております。

また、先ほど、対象分野ということで、5つの分野の方お話をさせていただきましたが、こちらにつきましても同じ分野として進めていければということで考えております。

施策の体系ですが、こちらにつきましても、前計画を引き続き継承しまして、策定して参りたいと考えております。

体系は、

「脱酸素な暮らしを営む町豊かな自然と人がともに生きるまち」

「資源循環に配慮した暮らしを育むまち」

「健康で安全、安心快適に暮らせるまちみんなで取り組む環境づくりのまち」を環境の大きな目標ということで、事務局として提案させていただいているところでございます。

こちらの施策の体系の後には、個別目標や個別な施策、どういうものをやっていくのかというのは、釣り下がってくるような形になってくるところでございます。

温室効果ガスの排出削減目標につきましては、2030年(令和12年)までに、2013年度比で50%削減ということで、同様の目標で、実施して参りたいと考えております。

計画期間につきましては、こちらが2028年から2032年の5年間ということの計画期間になります。

最初に現行計画の概要で10年間ということで説明させていただきましたが、今後の計画は、5年間の計画となることで計画期間が短くなりますが、中間時期において、引き続き、同じような環境を守りつつ、5年後の5年の間として今回の計画を見直しをしていくということで、5年ということで計画をさせていただいているところでございます。

それでは3の見直しのポイントでございます。

先ほども申し上げましたが、計画期間についてですが、今回見直しするにあたり、環境の変化や環境を取り巻く社会情勢を見ながら、踏まえて見直しを行うものでございまして、5年を予定しているところでございます。

そして実際にどのようなものを見直すかということでございますけれども、活動指標の目標値や関連データの見直しなどを予定しております。

活動指標の見直し内容については、環境基本計画の99から100ページの方に記載がございます。

見直し項目といたしましては、

目標1では8項目。

目標2では6項目。

目標4では7項目。

目標5では5項目でございます。

見直しする指標については、こちらで例を挙げさせていただき、委員の皆様にご審議いただければというふうに考えております。

例えば再生可能エネルギーの導入普及の算定ということで、11万6,000キロワットと、導入目標としてありますが、こちらの目標値を今後どうしていくのか、また、公園緑地整備数であれば、今の目標が令和14年で293ヶ所というのがあるのですが、このままの目標値でいくのか、集落排水を含む下水道普及率が現在78.8%、令和14年度の目標ですが、こちらの目標値でいいのかなど、目標値について、事務局の方で提案させていただいて、ご審議いただければということと考えておるところでございます。

また、他の計画との整合性ということで、地球温暖化実行計画が環境基本計画の中にありますが、こちらの該当箇所について目標値に合わせて直していきます。

また地球温暖化実行計画ですと、熱中症対策に関する施策などを入れていければということ考えておるところでございます。

こちらにつきましてはあくまでもまだ現在の案ということでございまして、今後、委員の皆様にご意見を伺うような予定をしているところでございます。

続きまして裏面になります。

4ということで、環境に関する近年の動向ということで、こちらはあくまでも参考ということで記載させていただきました。

世界の動向や国の動向、県の動向ということで、3つに分けさせていただいておりますけれども、前回に策定したものと大きくは変わってございません。

ただし、国の動向において地球温暖化対策に推進に関する法律が改正、気候変動適応法が改正、また、気候変動適応計画が改正、第5次循環型社会形成推進基本計画が改正とされております。

県の動向につきましても、埼玉県環境基本計画が改定されております。なお、新たな法の制定や計画が作られたということはございません。

また、特に温暖化対策の部分につきましては、難しいところがありますが、カーボンニュートラルということで、記載をさせていただいております。

カーボンニュートラルとは、久喜市市域から排出される温室効果ガスをゼロにできれば一番いいことなんです、経済活動を行いながら、ゼロにするという言うのは難しいということです。

このため、こちらの、絵でご確認いただくと、森林等で、温室効果ガスの吸収や除去をしていく形ができれば、いいかなということで考えております。カーボンニュートラルという考え方の中で、温室効果ガス排出量の削減を行っていければいいと考えておるところでございます。

右側の改定スケジュールで今後の予定をご説明させていただきます。

環境基本計画の方につきましては、今日は概要のご説明でしたが、今後、令和8年度、令和9年度で策定させていただいて、令和10年度から、新しい計画が進むという予定でございます。

審議会内容につきましては、令和8年度は、市民の意識調査を行

う予定でございますので、意識調査(案)を、お諮りさせていただく予定でございます。また、環境基本計画の素案についての意見もお伺いさせていただければということで考えているところでございます。

それから、委員の皆様と直接は関係ありませんが、事務局として庁内に、検討部会を設けて、関係課と目標値のすり合わせ等としていければと考えておるところでございます。

そして、令和9年度は、環境審議会の中で、環境基本計画について、諮問と答申を予定しており、令和10年度に計画が開始されるということで考えておるところでございます。

第2次環境基本計画改定に係る基本的な考え方については以上でございます。

雨宮会長 ただ今の説明について、何かご意見・ご質問はございますでしょうか。

田島委員 今ご説明をいただいたのですが、これから見直していくということですが、令和5年の策定時の値から今の現状に至るまで、どこまでこう改善されているのかというふうなPDCAサイクルをまわしていくにあたり、過去のデータを踏まえての方針の見直しになってくるかなと思うのですが、次回の審議会の際にはそのようなデータが出てくるのでしょうか。

鈴木課長補佐 お示しすることができると考えています。

田島委員 ありがとうございます。
協議を進めるうえで必要なものであると考えておりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

あと改訂にあたり、ネイチャーポジティブ等の新たなトレンドを組み込むこと、また、その具体的な取り組みについての評価の検討も必要かと考えます。

先日、環境省の自然共生サイトに、近隣の北本市の自然公園に関する掲載がありました。

今までの市民団体が、何となくやっていたものが、自然共生サイトに登録されることで、いわゆる国のお墨付きをもらったいい事業として率先して提示できるメリットもあるので、せっかく久喜市さんには環境保全に関わる団体さんが8団体あるということなので、市民団体との連携によって、自然共生サイトへの登録に向けた動きみたいなところも、評価基準の中に入れていくと、地域全体で環境を評価していこう、あとはみんなの取り組みを国に示していこうというところに繋がるのかなと思っていたので、ぜひそういう視点についても検討いただけるといいなと思いました。

鈴木課長補佐 ご指摘のありましたネイチャーポジティブについても、私としても、入れていく予定では考えてはおりましたので、ただ今回、資料ができていないところがございましたので、今後、行ってきたいと思っています。

	自然団体についても、お話のありました基本計画の中で、そういったPRを入れていければということで考えておりますので、意見がございましたら、こちらの計画に反映させていただきたいなというふうに考えております。
雨宮会長	ありがとうございました。 他にご意見・ご質問はございますか。
加藤委員	広報紙に載っていたのですが、令和6年度の市の事業活動として排出された二酸化炭素の排出量が12,396トン。 令和5年度が10,725トンということで増加しています。 減らしていかななくてはならないという今までの話があったんですけども、ただ単に数値そのものを出しているのでは、2050年に大きな目標として、二酸化炭素の排出量0%を目標にしているわけで、ただ行政だけでやっているだけでは、とてもじゃないけど、達成は不可能に近いんですね。 すでにゼロカーボンを目標に掲げている市町村もある中で、早々とギブアップしているようなお話も聞いております。 今後、この会議でもしっかりと取り上げやっていかないと、駄目だと思うんですよ。 私個人の意見とすれば、行政とか企業とか、商工会とか、関係する環境団体、市民を含め、一体となってやっていかないと達成不可能だと思いますので、この場でどのような交流をするのか、協議をお願いしたいと思います。
鈴木課長補佐	加藤委員さんから、お話のありました、二酸化炭素が増えるというようなところでございますけども、こちらは原因がいくつかあります。 増えた大きな理由の1つに、し尿処理施設がございましたが、こちらに関する事務が、これまでは衛生組合で行っておりました。 ご承知の方もいらっしゃると思いますが、この事務が市に事務が移管したということで、それにより二酸化炭素の量が増えてしまったというところもございます。 また、夏の暑さにより、熱中症対策としてエアコンの稼働時間が長くなっているというのが、大きな原因ではないかということで、私ども分析しております。 もちろんこういったところを削減していくところが非常に重要であります、市といたしまして少しでも減らす取り組みを行っています。 例えば、公共施設のLED化を進めることにより、二酸化炭素の削減を進めたり、また、太陽光や蓄電池などに補助金を交付して、各家庭の方の電気の使用量少なくして、二酸化炭素の排出量を削減していく取り組みを行っているところでございます。こういったプラスαが、家庭でも取り組んでいただけるようなことを、こちらの計画の中でも、取り入れていければなということで考えているところでございます。 また、事業所等につきましても、太陽光と蓄電池の補助を実施しておりますので、事業所が削減に取り組んでいただけるよう、私ども

	も後押しできればというふうに考えておるところでございます。
雨宮会長	ありがとうございました。 今のお話の大事なことだと思います。 簡単にできることではないと思いますが、いろいろな施策がある中で、まだまだ足りない施策がもしあったら手を打っていただくということ、先ほどの事務局の説明にもありましたが、横断的にいろいろな分野での推進体制等をしっかり今新しい計画に落とし込んでいく検討が必要だと思います。 それでは、他にご意見・ご質問はございますか。
島田委員	今後の予定のところ、令和8年度に市民意識調査をやるということなんですが、これは定期的に実施されているのでしょうか。 あと、調査の規模は、どんな規模なのか、サンプルなのか全体なのか、あと過去やってれば、その結果を踏まえて何か施策などに反映されているのかということを知りたいと思っています。 よろしくお願いします。
鈴木課長補佐	市民意識調査につきましては、まだ細かいところは決まっておりますが、前回の見直し、今の基本計画を作ったときのアンケート数ですと、市民が1,500人、事業者400事業所で行っております。 ただし、今回は同じような形で、実施できるかどうかはまだ検討段階ですが、その辺についても、審議会にご報告できればと考えているところでございます。 それから、施策に反映するかということですけども、基本的にアンケートを行えば、こういうものがよくできてできないとかっていうような形になってくると思いますので、もちろんできている部分については、より良くなるように、できない部分は、1歩でも進むようにということで、考えておりますので、そのアンケートの中で、この施策に入れられるかとか、これが望まれてるんじゃないかということで、判断できるようなものがあれば、そこでその施策として力を入れてるところのかなと考えておりますので、その形で反映できればということで考えております。 以上でございます。
島田委員	ということは、定期的に実施されているということですね。 分かりました。
鈴木課長補佐	定期的というか計画を作る時点で、計画を作る前には必ずアンケートを行っています。
島田委員	分かりました。
雨宮会長	他にご意見・ご質問はございますか。
三輪委員	少しお伺いさせていただきます。 全体的な流れとして、ネイチャーポジティブやサーキュラエコノミー、カーボンニュートラルがあると思うのですが、基本計画として、

	見させていただいたときに、カーボンニュートラルやサーキュラエコノミーに関する基本計画はあると思うのですが、ネイチャーポジティブに関する計画に相当するのは、今ここで見る限り、緑の基本計画がそれに相当するようなどころがあるのかもしれないのですが、例えば、生物多様性保全地域戦略等は今後の策定について考えていらっしゃいますか。
鈴木課長補佐	ネイチャーポジティブや生物多様性保全の方の計画につきましては、環境基本計画の中に入れていきたいと考えています。 環境に関する計画は、先ほどのご説明させていただきましたが、地球温暖化計画や気候変動適応化計画をそれぞれに策定すると、PDCAが難しくなると考えております。この環境基本計画の中で、合わせていければなというふうに考えているところでございます。生物多様性の保全に関する計画については、今回の基本計画の中で入れていきたいということで考えております。 以上でございます。
雨宮会長	ありがとうございます。 その他に質問はございますか。 それでは私から、令和8年度、9年度の審議会の回数やタイミングについて、ご教示ください。
鈴木課長補佐	開催回数につきまして、令和8年度については3回を予定しているところでございます。 令和9年度は、同じ回数の3回を予定しているところでございます。 令和8年度は、年度開始後に審議会の方が開催を予定しており、その中で、意識調査に関する聞き取りのご提案、その後、意識調査を実施し、その結果を皆様にご提示させていただければと考えております。 そのご提示と、皆様からの意見も含めて、年度末ぐらいになりますが、3回目を実施できればなということで考えておるところでございます。 以上でございます。
雨宮会長	ありがとうございます。 その他に質問はございますか。 ないようでしたら、次の議題に進めさせていただきます。 それでは、議題2 自然環境保全地区について事務局から説明をお願いします。
木村課長	議題2の自然環境保全地区についてでございます。 資料2、諮問書の写し、答申書(案)を示させていただきました。 詳細は後ほど担当から説明させていただきますが、自然環境保全地区の指定については、久喜市自然環境の保全に関する条例に基づき、久喜市環境審議会の意見を聞くこととされておりますことから、諮問させていただき、答申をいただきたいと考えております。

それでは、板橋係長、自然環境保全地区について説明をお願いします。

板橋係長

それでは、説明させていただきます。
資料2をご覧ください。

吉羽天神社の周辺については、地権者の意向により、現在、産業系区域の指定(都市計画法第34条第12号)が検討されており、自然環境保全地区の一部が含まれているところです。

この自然環境保全地区の一部の吉羽509番地については、保全地区指定当時は沼であり、水辺に生息しているアジアイトトンボ等数種類のトンボや保全地区指定当時、埼玉県の絶滅危惧種に指定されていたアサマイチモンジというチョウが生息しており、水辺の生物多様性環境として、自然環境保全地区に指定した経緯があります。

しかし、現在は、既に水がなく干上がった荒地状態であり、水辺の生物多様性としての自然環境保全地区の機能が失われていることから、吉羽天神社周辺保全地区の面積を変更するものです。

指定面積は、2,484㎡から1,992㎡に変更となります。

説明は以上でございます。

雨宮会長

ただいま、事務局から説明がございましたが、ご意見・ご質問はございますか。

板橋委員

お伺いさせていただきます。

吉羽天神という場所に行ったことがないので、この写真だけではどういうものかというのが分からない状況なんですけれども、基本的には地区の取り消しということですね。

ちょっと前後しますけど、先ほど説明された資料1の方で、望ましい環境像ということで、水と緑と街が調和した豊かな環境を守り、育て未来につなぐまちということでお示しされていました。

本当だったら、守るべきことであって、これは取り消す方向で諮られています、保全地区を残すということは考えられないのでしょうか。

例えば資料には、この自然環境保全の一部については、沼の跡地であり、既に水が干上がっている状態であり、水辺の生物多様性が失われていることから、吉羽天神周辺の保全地区の面積を変更するものとありますが、沼が干上がっちゃったから、取り消すではなく、掘り返す等の方法で沼の状況を復帰させる方法は考えられないでしょうか。

なぜこのようなことを話すかという、今、渡良瀬遊水地で建設省が今大きな湿地帯を作り直してますよね。湿地帯を戻してことは、私はいいことだと思うんです。資料を見ると、わずか492㎡じゃないですか。戻そうと思えばできる規模だと思います。

今般、環境が声高に叫ばれてる中で、市として、やれるっていう方向に持っていけないでしょうか。ちょっとそこのところ考えてもらえたらいいなというふうに思います。

ただ1つ、私的な土地であった場合、土地所有者の意向を考える

必要があると思いますが、できる限り残す方向でやることが、環境保全のためにはいいんじゃないでしょうか。

ただ、生物多様性が失われているから、復帰する方法も探らずに取り消すという案を基本に諮られると、環境審議会の意味合いがないような気がします。

板橋係長

当該地区につきましては、まず、沼が埋まってしまったわけではありません。

こちら、写真撮らせていただいたのですが、ちょっと広い規模で見ますと、その北側、上流側の方の水路が流れておりまして、その水路の調整地的な意味合いを持った池だったもので、その水路の北のほうに開発が入りまして、上流部の排水路がなくなったことから埋め立てられ、水源がほぼ開発区域からの雨水排水のみになったこと、その関係で水路がなくなったということになります。

元々この水路は、田畑の方が耕作してまして、そのための農業の排水だったのですが、それが、耕作放棄地といいますか、未利用地が多く、地権者の方の開発要望も多い場所となっていました。

また都市計画道路などの計画もあったことから、北側の方から開発が進んできまして、水路につきましては、農業排水路がなくなったということで、雨水排水路として道路側溝などに切り換えられておりますことから、その池に入ってくる水がもう来なくなってしまい、枯れてしまったという経緯になります。

そうしたことから、掘り返しても、水が来ない状況ですので、池として機能が果たせないために、水辺の生物多様性の環境が、今後も復活できないだろうということで、今回除外させていただくということで、案を出させていただいております。

以上でございます。

板橋委員

おっしゃることはよく分かります。

でも、できればこういうものは残していく方法を考えていくことが大事なんじゃないでしょうかね。なくなってしまったらもうおしまいですよ。

それがなくならない方法を考えることが環境保全には非常に大事なものだと思えます。

最終的に誰が考えてもやむを得ないのであれば、案のとおりだと思いますが、もうちょっと何か考えられないかと思ひ発言させていただきました。

以上です。

雨宮会長

他にご意見・ご質問はございますか。

島田委員

私がこの審議会の委員になって、日が浅いものですから、今回が2回目なんですけども、諮問と答申を同日にやるっていうのは理解できない。

資料から詳しい状況が分かりません。

こういう諮問がなされることを事前に資料でいただければ、委員で

現地を確認することもできたと思います。

そういうやり方ではなくて、事前に説明はできないのかということともう少しこの地区について判断材料となる説明をして欲しいんです。

以上です。

木村課長

お答えになるかどうかちょっと難しいところもあるんですが、まず、私ども環境課でございますので、こちらの保全地区が一部なくなってしまうということに対しては、確かに池で干上がってるとは書かせてもらいましたけれども、開発のエリアに池の部分が入っているということになりますので、開発側には、今現状こういう保全地区としてこれまで指定してきた経緯があることから、今後、何らかの緑の保全について求めていきたいという考えを持ってございました。

本日の審議では、答申案という形で先に示させてもらって、ご審議いただけたらと思ひまして、あえて答申案の形も出させてもらったところでございます。

状況につきましては、分かりづらいというところもあるかもしれませんが、委員のおっしゃるとおり、ヤオコーのもうちょっと先の方に、進んでいったところが、資料でございます4.3ヘクタールの開発予定箇所になってございまして、そこを農業の排水という形で水路があったわけなのですが、その水路の水を調整地のような形で受けておりました。

周辺地区の地権者の意向や開発の影響等で、水路の状況の変化により、変更予定箇所へ水が流れてこない状況となりました。

変更予定箇所は、大体490㎡ぐらいの面積で、神社の方の周辺はこのまま残るとというのが現状でございます。

確かに先ほど掘って、戻せないかというお話も、あったかと思いますが、もともとがそういう農業排水の越水してきたところを受けてるような状態でございましたので、これがこの先、下流の方の水田の耕作を続けられる方がいなくなり、そういった地域の方のご意見を踏まえまして、現状の12号区域の検討がされています。

ヤオコーから、さらに先で出されているのが、たまたまこの元の沼の部分で引っかかっている箇所というのが現状でございます。

そのようなことから、我々も、やむを得ず認めるというような考えを示させてもらいましたけれども、企業側の方に、天神社の自然保全地区があるわけなので、例えば、建築物の配置などを考慮していただいて、緑化に努めることを求め、変更することもやむを得ないという形はいかがかなと思ひているところでございます。

環境課とすると、すぐに開発を認めますよということはずいぶん過剰な要求にならない形で、できる限り保全地区の沼だったということ考慮していただいて、建物の配置を見直す等の形で緑化を求めることを考えているところでございます。

島田委員

資料2の裏側の地図の見方について、教えてください。

板橋係長

地図の見方について説明します。

	Aの部分が産業計区域です。 産業系が計画されておりまして、そちらが4.33haございます。 BとCが現在指定されている自然環境保全地区です。 2,484㎡ございます。 そのうちCの部分、492㎡についてが、Aの産業系区域の範囲内にあり、今回こちらの部分の変更について諮問させていただきました。
島田委員	年に1回、2回開かれる頻度の審議会で、諮問された日に答申を求めることはないと思います。資料提供の方法等、審議方法について考えてほしいです。
雨宮会長	1点ご確認させていただきます。 こちらの諮問事項に対する答申のタイミングとして早く要求する必要があるのか確認させてください。
木村課長	本年度の審議会予定がない中で、協議するにあたり、答申書案としてやむを得ないという文面を先に出してしまい申し訳ありませんでした。 地元の意向が重要というお話がありました。 下流域周辺の方々の意向では、耕作放棄地になってたりするところもあり、今の現状からすると、その排水路自体が機能していない状況になりますので、地元の意向からすると、整理していただけないかなというお話は、伺っているところでございます。
内田委員	この話の発信元はどちらなのでしょう。
木村課長	市の都市計画審議会がございまして、このエリアについて、地元の方の土地所有者の意向などもあり、環境課へ話がきました。
内田委員	審議にあたり、地元の意見、経緯等を明確にさせていただいて、再度、資料を出していただかないと、無責任な審議になってしまうと思います。 今後は、そのあたりに配慮して審議資料を作成いただきたいと思います。
田島委員	あわせて、お伺いさせていただきます。 ことの顛末が分からないまま、今日お話を伺ったので、何とも言えない部分もあるのですが、まず、地元の意向というより、本来は、水が干上がる前にじゃあどうしようかという審議が必要だったのかなと思いました。 例えば、干上がる理由に開発があるのであれば、開発主に協力を依頼しながら、保全する方法を探ることもできたり、地元の意向についても、地元の人に保全地区の意義についての関心を持ってもらうための方策を講じることで、今回の諮問に対する答申の内容も変わっていたのではないかと感じました。 そういったこともありますので、事前に開発の可能性のある段階

で審議したいと感じました。

他の保全地区についても、今回と同じ進め方となると、開発前の段階で環境課に話がとおって、環境審議会で審議できる制度の検討が必要なのではないかと思いました。

今回は、これはこれで仕方ないのかなという部分もありますが、今後の審議の在り方について検討いただく必要があると感じました。

木村課長

市といたしましては、保全地区と条例で位置づけて面積等も公表しておりますので、保全地区の減少は避けたいと強く思っております。しかし、今回の件に関しましては、排水路の状況や地元の意向等を踏まえ、今回の資料をお示しました。

今後の審議が適切に行われるための検討についても都市計画部門と連携して進めてまいります。

雨宮会長

いろいろご意見がございましたが、答申を急ぐ事情として環境審議会の開催が限られ年度内での決着をしたいということでございましたが、結果として、このような答申案を用意されたというのがあると思うんですね。

それをもう一度、現地を見ればいいのですが、時間がないのであれば、現地の詳細な写真を付して、地元の意見や所有者の意向、経緯等を踏まえた環境課の判断等をまとめた資料として作成いただいて、審議会委員へ配布いただいて皆さんの賛同が多ければ答申という形が取れると思うのですが、いかがでしょうか。

木村課長

今、会長からお話いただきましたように、市としては委員の皆様提供する資料を作成し、皆様にお諮りし、意見を集約したいなと思います。

雨宮会長

まずは、本日お話があったことを資料として作成いただくということ、あとは、島田委員が現地をご覧になるのであれば、所見や写真等を環境課へ挙げていただいてもいいかと思います。

その所見を含めまして皆様にお諮りいただければいいかと思います。

島田委員

一点確認します。

環境保全地区に指定されている区域は開発等ができない認識でよろしいでしょうか。

木村課長

お見込みのとおりでございます。

雨宮会長

それでは、後は、事務局と私の方にお任せいただいて、皆さんに対してのお諮りの仕方、結論の持っていく方について相談していきたいと思います。

それではよろしいでしょうか。

続いて、議題3のその他について、事務局からお願いします。

木村課長

資料3をご覧くださいければと思います。

こちらの資料につきましては、国の環境省のホームページに今現在掲載されているものプリントアウトしたものでございます。

こちらについては、本市の取り組みに関する計画、国の補助事業になりますが、重点対策加速化事業という補助金メニューというのがございまして、そちらの事業に採択されましたことから、その内容について、皆様にご報告させてもらうものでございます。

今回採択を受けましたこの事業につきましては、脱炭素の基盤となる重点対策を積極的に実施する自治体の事業を国が採択し、交付金を交付することで、より推進していくという内容でございます。

こちらについての事業計画が、令和7年からの5年間という事業計画になりますけれども、それぞれの事業を推進し、基盤づくりを進めて参るというものでございます。

ちなみに、令和7年度に採択されたのは、全国市町村レベルでは、20団体です。

久喜市についてはそのうちの1つの団体ということで、どの市町村も要望すれば採択されるわけではなく、審査がかなり厳しいものが、競争上に認められたものでございます。

概要について簡単に申し上げますと、1点目としては、個人向けの太陽光発電設備と蓄電池のセット導入に対する、国の補助金支援がでございます。

こちらは、太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせることで、昼間の余剰電力を夜間に活用できるようにするものでございます。

また、当該電池の遠隔制御によりまして、VPPの実施及び、安価な新電力メニューを新設してまいります。

新電力会社の方では、このシステムを、家庭用向けの市場連動型の新電力メニューとして今後、販売する予定でございます。

2点目ですが、余剰電力については、昨年度設立しました新電力株式会社に売電することを要件として、電力の地産地消を進めて参りでございます。

3点目に、営農型太陽光発電設備、いわゆるソーラーシェアリングというものですけれども、こちらの導入を支援し、民間事業者と連携して、太陽光発電と相性の良い新たな特産品を生産することで、農業への付加価値に貢献するものでございます。

これらの特徴的な取り組みにより、基盤構築を行うことを重視した構成としたものが採択されたということでございます。

最後に、計画期間は令和7年度から11年度までとなっております。再エネの導入量は7,490キロワット、CO2の削減量が82,280t、削減する計画です。

総事業費が17億6,000万円、交付金額としますと、約10億円弱の金額が採択を受けているところでございます。

後はチラシになっておりまして、もしかするとご覧になった方がいらっしゃるかもしれないんですけども、今年度の9月30日から今月、23日までということで、これまでゼロカーボン推進補助金という一般財源で、補助金メニューが用意されてたわけなんですけども、今回の国の補助金を受けることによって、太陽光発電設備がキロワット

	あたり7万円、蓄電池ですと価格の3分の1までを手厚く、補助いたします。 このような形で重点支援策を、今後、5年間は市民向けに補助ができることを、市のホームページや、広報誌などでご案内しているところでございます。 あわせて、事業者さんの場合でも、条件は少し変わりますが、同補助について、ご案内をしているところでございます。 以上が重点対策加速化事業に関するご案内でございます。
雨宮会長	ただいまの件について、何かご意見・ご質問等ございますか。 ないようでございますので、続きましてごみ処理施設見学のご案内について説明をお願いします。
下田代担当主査	それでは、お手元の資料でごみ処理施設見学のご案内という件名の資料をご覧ください。 前回の審議会でご要望をいただいていたごみ処理施設の見学について、所管課である資源循環推進課と調整させていただき見学会を予定させていただきました。 この見学会については、環境審議会の審議事項ではないため、委員報酬は発生いたしません。 そのため、見学を希望する方の任意でのご参加となります。 続いて、見学会の概要について、ご説明します。 日時は令和8年3月9日(月)もしくは10日(火)の午後1時30分から午後3時30分で参加人数の多い日に開催いたします。 場所のごみ処理施設建設地でございますが、工事の関係で駐車場に限りがあるため、菖蒲行政センター(この建物です)1階正面玄関に集合いただき、現地まで環境課が送迎させていただきます。 参加を希望される方につきましては、令和8年2月6日(金)までに下田代まで、メールか電話でお知らせください。 参加が難しい方につきましては、連絡の必要はございません。 以上が、見学会のご案内となります。
雨宮会長	ただいまの件について、何かご意見・ご質問等ございますか。
内田委員	見学する施設は新しく建設しているごみ処理施設のことを言っていますか。
下田代担当主査	おっしゃる通りです。
内田委員	まだ、骨組みだけしかできていない施設の見学だと何のための見学なのか分からないので、建学の趣旨を教えてください。
下田代担当主査	見学会の概要といたしましては、ごみ処理施設に関する概要、工事の概要、現地の見学等です。 企画の趣旨は、本審議会の意見の中で、当該施設の見学を実施したいという話を受けて企画したものでしたが、内田委員のなかでは、完成したものを見学したいという意図だったということですか。

内田委員	そうです。
雨宮会長	この件につきましては、私は、建設中の施設の見学をすることに何の問題もないと思いますけれども、もちろん運用後の見学もあり得ますが、今の段階で敷地にどういう建物が建って、どういう計画で建設されているのか、お話を聞くということはいいいと思います。
下田代担当主査	先ほども申し上げましたが、任意の見学会ですので、見学の必要がないと判断されるのであれば、参加の必要はございません。 以上です。
雨宮会長	今の段階の建設状況について、ご興味があれば、一緒に見学できればということでよろしくお願ひします。 他に何かございますか。 委員の皆様には、議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。 以上をもちまして、議長の任を解かせていただきます。
木村課長	委員の皆様におかれましては、長時間に渡りご審議いただきまして、誠にありがとうございました。 以上をもちまして、令和7年度第1回久喜市環境審議会を閉会とさせていただきます。
会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。 令和8年2月16日 <u>雨宮 隆</u>	